



ですが、民間主導。愛知県名古屋の、コルゲンコーワの興和さん、バンテリンドームの興和さんが一生懸命やってくださっています。

予算は、三十兆残って、今年に参って来ています。そういったお金も活用しながら、民間の力をもっと使うということで、この治験をもっと加速化させるということは考えられないかどうか、この点。

あと、バルスオキシメーター等も、民間の力で、ホームセキユリティー会社との連携で、実際、数値が上がったら自然と警報がそのホームセキユリティー会社に行くような、こういった民間の力を使ったことはできないかどうか、この点も伺わせていただければと思います。

以上です。

○西村国務大臣 まず、御指摘のイベルメクチンにつきましては、私も、ノーベル賞を取られた大村教授と何度かお会いをしていますし、実際に北里大学にもお伺いしまして、イベルメクチンの成果などについて御説明をいただいたところであります。

国産の治療薬でありますし、もう毎年何億人という人がアフリカなどで寄生虫対策で使っています、そして、副作用はほとんどないということでありまして、ちよつと正確な数字はあれですけども、三ミリグラムの粒三つを一回飲めばいい、効果がある……(杉本委員)四錠を三回と聞いていますと呼ぶ三ですかね。私、そのときはそういうふうな伺ったと記憶している。ただ、何度も何度もという、アピガンのように十日間続けて飲まなきゃいけないということではなくて、少量で効果があるということも、その時点で、実験の結果では説明をいただいたところでありまして、

ているところでありまして。

いずれにしても、有効性、安全性を、安全性はかなりもう確立していると思えますけれども、有効性をしっかりと確認して、そういうような方向に進むことを期待したいと思えますし、御指摘のように、国産の治療薬あるいは国産のワクチン、これは体制をしっかりと整備して、技術力はありませんので、これを国の支援もしっかりと行いながら進めていきたいというふうな考えているところでありまして。

あわせて、二点目のバルスオキシメーターの件でありますね。この点につきましても、緊急包括支援交付金を活用してこれを各自治体が購入する、そんな支援を、活用できることにしております。まさに、自宅療養あるいは宿泊療養の方の、往診やオンライン診療に加えて、健康観察の有効な手段だというふうな考えておりますので、そういったこと。

さらには、いわゆる健康観察も外部委託する、その費用もこの包括支援交付金で見られることになっておりますので、民間の皆さんの力を活用しながら、自宅療養、あるいは宿泊療養施設におられる方も、しっかりと健康観察をし、何か急変があれば直ちに入院できるように体制をつくっていかねばというふうな考えているところでありまして。

○杉本委員 終わります。ありがとうございます。

○高木委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願ひします。

たという事実、そして、デルタ株の拡大を受けて

対策の再徹底をしますという意思表明、こういった修正点だけなんです。政府のコロナ収束に向けて決意が余り感じられないと私は受け取りました。

本当にこの基本的対処方針を履行すればコロナの感染拡大を抑えることができるかと考えているかどうか、まっとういいます。

○西村国務大臣 今日、分科会で、今の現状について、あるいはその対策について、様々な議論が行われました。

御指摘のように、私自身、これだけの急速な感染拡大、もう既に、これまでのどの波よりも大きく、緊急事態宣言のときよりも大きな流行となつてきております。まさに、桁違いという表現を、これは今朝だと思えますが、させていただきます。

それに対してどう対応していくか。最終的に尾身部長は総括をされましたけれども、まさに、基本的対処方針にあることをしっかりと徹底できれば、危機感を共有してこれが徹底できれば、これは必ず対応できるという、そういった趣旨の取りまとめも、御発言もいただいたところであります。

まさに、必要な検査が必要な方が受けられる仕組み、これは、私ども、抗原検査キットも活用しながら、医療機関、高齢者施設には、もう既に四百五十万回、配付したところでありますし、今、大学や高等学校、専門学校、日本語学校、こういったところに四十五万回分を順次配送しているところでもあります。

ちよつと具合が悪い方をこれで見つけていた上で、保健所ではなくて現場の判断で、小さな企業であればもう全員検査をする、クラブ活動は全員検査をする、学校の学年、関係者はもう全員検査する、行政検査を行う、そういった取組を徹底していければというふうな考えておりますし、移動に伴う検査につきましても、モニタリング検査を

充実させることによって対応してきているところでありまして、

いずれにしましても、国民の皆様のご理解を得て、まさにできる限り、これだけの感染で、どこで感染するか分からないような状況になつておりますので、不要不急の外出自粛、買物に出るにしても混雑を避ける、人混みを避ける、これまで以上に、人と人の距離を取る、そういった努力をお一人お一人にお願いしながら、感染防止策を徹底して対応していければというふうな考えているところでもあります。

○浅野委員 徹底できればということですが、具体的に幾つか質問します。

まず、緊急事態宣言、そして蔓延防止等重点措置の発出基準についてお伺いします。

基本的対処方針の十二ページにはステージ3あるいはステージ4相当の基準が示されていますけれども、デルタ株になつてから、感染拡大のスピードが明らかに高まっています。こういった状況下では、この発出基準、ステージ3、ステージ4、これを見直すべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣 まさに、このステージの基準につきましても、感染状況などに応じてこれまででも変更させていただいてきたところであります。

専門家の皆さんにも常に御議論いただいておりますが、御指摘のように、感染状況は、もう桁違い、急速な感染拡大。十万人当たり二十五人以上としておりますが、もう全国で今六十人となっておりますので、急激な感染拡大になつております。もちろん、一桁に抑えている県も幾つかあるわけですが、大都市圏を中心にそういった状況。そして、その中でも、比較的、例えば蔓延防止等重点措置のエリアは重症者の数は今のところ低く抑えられてきています。ただ、大都市圏を中心に、これも先ほど申し上げたように、急激に増えてきておりますので、対応しなければならぬ。

ワクチン接種の効果もこれからどういふふう

見ていくか。高齢者の重症化は抑えられていますけれども、四十代、五十代の重症化が増えてきているということでもありますので、そういったことも踏まえながら、今後、こうした感染力が強い変異株が出てきた、デルタ株への対応。それから、四十代、五十代の方が中等症から重症になるケースが増えている。この辺りの指標をどう見るか。

○浅野委員 続いて、先ほども取り上げられておりました原則自宅療養とする政府の方針について、これは決定事項ですか。

○西村国務大臣 まさに、八月二日の関係閣僚会議におきまして、医療を必要とされる方に必要な医療を提供するための、その在り方の見直しとして取りまとめられたものというふうに理解をしております。

○浅野委員 であれば、この基本的対処方針案の五十四ページ、「軽症者等は宿泊療養を基本とする」という文言が今回修正されませんでした。なぜ書き換えなかったのか。そして、原則は、自宅療養ではなく、ここに書かれているとおり、宿泊療養を基本とする、この考え方が基本ということでしょうか。

○西村国務大臣 まさに、今回取りまとめたものにつきましては、重症者、中等症、そして軽症の方、それぞれの状況に応じ、症状に応じて必要な医療を提供できる在り方について取りまとめられたものであるということでありませぬ。

その上で、これは、特に感染が拡大して患者さんの数が急増しているエリアについて、必要な医療をしっかりと提供するために取りまとめられた。全国一律ではございませんので、そういう意味で、最終的には自治体の判断というところが残りますので、今回、基本的対処方針は変えなかった

ということをごさいます。

○浅野委員 続いて、最後は、事業者支援について質問いたします。

今、飲食店への協力金というのはあるんですが、酒類の卸売業者に対しては一時支援金、月次支援金というものがなく、不満の声が出ています。感染状況が更に悪化、長期化する中で、取引事業者への支援拡充を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣 御指摘の酒類提供の停止の影響を受けておられます酒類販売事業者の皆様には、最大月二十万円の月次支援金につきまして、上乘せ、それから要件の緩和、こういったことを行ってきたところであります。

例えば、売上げ減少五〇%以上の方が月次支援金を受けられますけれども、酒類販売事業者の方は、売上げ三〇%以上減少すれば可能となる。あるいは、この七月、八月は厳しい状況ということで、二か月連続で売上げ一五%以上減少の場合も対象とする。あるいは、売上げが九〇%以上減少した場合には上限額の四倍までの上乘せ、つまり月額最大八十万円までの支援を可能としたところであります。

こういった支援を地方創生臨時交付金を活用して行っております。既に、緊急事態、蔓延防止の地域においては、こうしたことを基本とした支援策の上乗せあるいは要件緩和が行われているところであります。

いずれにしましても、酒類提供の販売事業者のみならず、様々な事業者が、飲食店以外、あるいは取引のあるところ、それ以外の方々も影響を受けますので、地域や業種を限定しないこの月次支援金をしっかりと早期に支給すること、そして、さらには、今回の緊急事態、蔓延防止等重点措置の影響にしっかりと目配りしながら、四兆円の予備費の活用を含め、必要な対策を機動的に講じていきたいというふうに考えております。

○浅野委員 基本的対処方針の文章を見ながら、自治体や事業者の皆様は対応を考えます。会議の

中身や記者会見の中身だけでなく、この文章にその思いを込めていただくことをお願いして、質問を終わります。

○高木委員長 これにて発言は終わりました。本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十二分散会